平成２９年（フ）第２９５号
兵庫県相生市向陽台18番８号　メゾネット以和貴202号
債務者　小國由寿子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３１０号
兵庫県加古川市野口町長砂196番地の24
債務者　三宅　秀治
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３２８号
兵庫県姫路市継322番地１　サニーパレス継209号、従前の住所兵庫県姫路市継206番地ロイヤルコーポ白浜304号
債務者　山本栄二郎
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７１号
鳥取県米子市東福原８丁目５番26号
債務者　坂出　佳太
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第７９号
鳥取県米子市米原１丁目８番35号、前住所鳥取県米子市博労町４丁目54番地７
債務者　山中　康之
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第８７号
鳥取県米子市彦名町967番地３　ハイツＫ202号
債務者　足立　真希
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第５０８号
広島市中区小網町７番６―1103号
債務者　山際　恒雄
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５号
広島県庄原市戸郷町60番地３　庄原ハイツＡ４号
債務者　平田　勝利
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第２５号
山口県萩市大字椿東1033番地10
債務者　山根　正子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第９５４号
福岡市南区長住３丁目60番204号
債務者　大園　光理（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９５５号
福岡市早良区原団地70番107号
債務者　野口寿々子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９５６号
福岡市早良区原団地70番107号
債務者　水洗　安子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１４１号
福岡市南区那の川１丁目15番18―302号
債務者　井手　伸也
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１４７号
福岡市南区弥永団地17番503号
債務者　安部　香奈
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２１９号
福岡市早良区南庄２丁目21番17号
債務者　佐々井美和子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２２５号
福岡市博多区美野島１丁目26番７号
債務者　安田　修二
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８０号
山口県宇部市山の手町110番地11
債務者　松村　雅俊
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
山口地方裁判所宇部支部